

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年3月25日
【会社名】	日本たばこ産業株式会社
【英訳名】	JAPAN TOBACCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 寺島 正道
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
【電話番号】	03(6636)2914(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 Chief Financial Officer、 Corporate Communications担当 古川 博政
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
【電話番号】	03(6636)2914(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 Chief Financial Officer、 Corporate Communications担当 古川 博政
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年3月22日開催の当社第39回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものです。

2【報告内容】

イ. 当該株主総会が開催された年月日

2024年3月22日

ロ. 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金100円 総額177,530,797,200円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月25日

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策の機動性、柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものです。

準備金の額の減少の内容

(1) 資本準備金の額の減少の要領

資本準備金736,400,000,000円のうち100,000,000,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を636,400,000,000円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年6月28日(予定)

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、岩井睦雄、岡本薫明、寺畠正道、中野恵、嶋吉耕史、長嶋由紀子、木寺昌人、庄司哲也、山科裕子及び朝倉研二を選任するものです。

なお、長嶋由紀子、木寺昌人、庄司哲也、山科裕子及び朝倉研二は社外取締役候補者であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、武石恵美子を選任するものです。

なお、武石恵美子は社外監査役候補者であります。

八．当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	出席議決権 (個)	賛成率	決議結果
第1号議案	13,530,311	18,371	10	13,578,087	99%	可決
第2号議案	13,522,333	26,617	10	13,578,087	99%	可決
第3号議案						
岩井 睦雄	13,431,925	116,928	15	13,578,086	98%	可決
岡本 薫明	13,484,378	64,475	15	13,578,086	99%	可決
寺畠 正道	13,468,391	80,457	15	13,578,081	99%	可決
中野 恵	13,491,864	56,989	15	13,578,086	99%	可決
嶋吉 耕史	13,490,636	58,217	15	13,578,086	99%	可決
長嶋 由紀子	13,507,030	41,824	15	13,578,087	99%	可決
木寺 昌人	13,494,522	54,332	15	13,578,087	99%	可決
庄司 哲也	13,225,386	323,463	15	13,578,082	97%	可決
山科 裕子	13,515,192	33,662	15	13,578,087	99%	可決
朝倉 研二	13,503,192	45,662	15	13,578,087	99%	可決
第4号議案						
武石 恵美子	13,517,489	31,076	15	13,578,087	99%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案及び第2号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

二．議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使した株主及び当日出席の株主から各議案の賛否に関して確認した議決権の数により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を加算しておりません。

以上